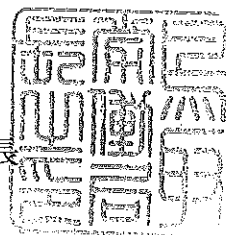


鳥労発基0616第1号

平成29年6月16日

関係団体の代表者 様

鳥取労働局長



特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める
性能等の一部を改正する告示の適用等について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、屋内作業場等について行う作業環境測定及びその結果の評価に基づく作業環境管理については、労働者の健康確保のための手法として定着し、重要な役割を果たしているところです。

今般、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成29年厚生労働省告示第186号。以下「改正告示」という。）が、平成29年4月27日に公示され、平成29年6月1日から適用されることとなったところです。

つきましては、改正告示の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴団体会員へ周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

第1、改正の趣旨

本改正は、「平成28年度第2回管理濃度等検討会」における検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第60号。以下「改正政令」という。）により特定化学物質に追加された三酸化二アンチモンの試料採取方法、分析方法及び管理濃度を定める等の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

- 1 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める



性能（昭和50年労働省告示第75号）の一部改正について

三酸化二アンチモンについて、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の規定に基づき作業場に設ける局所排気装置のフードの外側における濃度（以下「抑制濃度」という。）をアンチモンとして $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ と定めたこと。

2 作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）の一部改正について

作業環境測定法第5条の試験の科目の範囲に三酸化二アンチモンの分析に関する理論及び方法を、同条の講習の科目の範囲に三酸化二アンチモンの分析をそれぞれ追加したこと。

3 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の一部改正について

作業環境測定における三酸化二アンチモンの試料採取方法を「ろ過捕集方法」と、分析方法を「原子吸光分析方法」と定めたこと。

4 作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の一部改正について

三酸化二アンチモンの管理濃度をアンチモンとして $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ と定めたこと。

5 適用期日

改正告示は、平成29年6月1日から適用することとしたこと。

第3 関係通達の一部改正

1 平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の一部を次のように改正する。

本文を次のように改める。

6（1）イ（イ）中「15まで」を「15の2まで」に改める。

6（2）イ（イ）中「15まで」を「15の2まで」に改める。

別表第1を別添のとおり改める。

2 改正通達は、平成29年6月1日から適用する。

別表第1 測定対象物質と管理濃度等

物の種類	管理濃度等
1 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m ³) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位 パーセント)
2 アクリルアミド	0.1 mg/m ³
3 アクリロニトリル	2 ppm
4 アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	水銀として0.01 mg/m ³
5 アルファーナフチルアミン及びその塩	—
6 石綿	5 µm以上の繊維として0.15本/cm ³
7 インジウム化合物	—
8 エチルベンゼン	20 ppm
9 エチレンイミン	0.05 ppm
10 エチレンオキシド	1 ppm
11 塩化ビニル	2 ppm
12 塩素	0.5 ppm
13 オーラミン	—
14 オルトートリジン及びその塩	—
15 オルトートルイジン	1 ppm
16 オルトーフタロジニトリル	0.01 mg/m ³
17 塩素化ビフェニル (別名PCB)	0.01 mg/m ³
18 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05 mg/m ³
19 クロム酸及びその塩	クロムとして0.05 mg/m ³
20 クロロホルム	3 ppm
21 クロロメチルメチルエーテル	—
22 五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03 mg/m ³
23 コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02 mg/m ³
24 コールタール	ベンゼン可溶性成分として0.2 mg/m ³
25 酸化プロピレン	2 ppm
26 三酸化二アンチモン	アンチモンとして0.1 mg/m ³
27 ジアニシジン及びその塩	—
28 シアン化カリウム	シアンとして3 mg/m ³
29 シアン化水素	3 ppm
30 四塩化炭素	5 ppm
31 1,4-ジオキサン	10 ppm
32 シアン化ナトリウム	シアンとして3 mg/m ³
33 ジクロルベンジジン及びその塩	—

34 1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	10 ppm
35 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005 mg/m ³
36 1, 2-ジクロロプロパン	1 ppm
37 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	50 ppm
38 ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)	0.1 mg/m ³
39 1, 1-ジメチルヒドラジン	0.01 ppm
40 臭化メチル	1 ppm
41 重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05 mg/m ³
42 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	水銀として0.025 mg/m ³
43 スチレン	20 ppm
44 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	1 ppm
45 テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	25 ppm
46 トリクロロエチレン	10 ppm
47 トリレンジイソシアネート	0.005 ppm
48 ナフタレン	10 ppm
49 ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして0.1 mg/m ³
50 ニッケルカルボニル	0.001 ppm
51 ニトログリコール	0.05 ppm
52 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	—
53 パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6 mg/m ³
54 砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	砒素として0.003 mg/m ³
55 弗化水素	0.5 ppm
56 ベータ-プロピオラクトン	0.5 ppm
57 ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.001 mg/m ³
58 ベンゾトリクロリド	0.05 ppm
59 ベンゼン	1 ppm
60 ペンタクロルフェノール (別名 PCP) 及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして0.5 mg/m ³
61 ホルムアルデヒド	0.1 ppm
62 マゼンタ	—
63 マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンとして0.2 mg/m ³
64 メチルイソブチルケトン	20 ppm
65 沃化メチル	2 ppm
66 リフラクトリーセラミックファイバ	5 µm以上の繊維として0.3 本/cm ³

67	硫化水素	1 ppm
68	硫酸ジメチル	0.1 ppm
69	鉛及びその化合物	鉛として0.05 mg/m ³
70	アセトン	500 ppm
71	イソブチルアルコール	50 ppm
72	イソプロピルアルコール	200 ppm
73	イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	100 ppm
74	エチルエーテル	400 ppm
75	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	5 ppm
76	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	5 ppm
77	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	2.5 ppm
78	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	0.1 ppm
79	オルト-ジクロロベンゼン	2.5 ppm
80	キシレン	50 ppm
81	クレゾール	5 ppm
82	クロロベンゼン	10 ppm
83	酢酸イソブチル	150 ppm
84	酢酸イソプロピル	100 ppm
85	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	50 ppm
86	酢酸エチル	200 ppm
87	酢酸ノルマルブチル	150 ppm
88	酢酸ノルマルプロピル	200 ppm
89	酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)	50 ppm
90	酢酸メチル	200 ppm
91	シクロヘキサノール	2.5 ppm
92	シクロヘキサノン	20 ppm
93	1,2-ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)	150 ppm
94	N,N-ジメチルホルムアミド	10 ppm
95	テトラヒドロフラン	50 ppm
96	1,1,1-トリクロロエタン	200 ppm
97	トルエン	20 ppm
98	二硫化炭素	1 ppm
99	ノルマルヘキサン	40 ppm
100	1-ブタノール	2.5 ppm
101	2-ブタノール	100 ppm

102	メタノール	200 ppm
103	メチルエチルケトン	200 ppm
104	メチルシクロヘキサノール	50 ppm
105	メチルシクロヘキサノン	50 ppm
106	メチルノルマルブチルケトン	5 ppm
107	2-アミノ-4-クロロフェノール	—
108	アントラセン	—
109	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	2 ppm
110	塩化アリル	1 ppm
111	オルトフェニレンジアミン及びその塩	オルトフェニレンジアミンとして0. 1 mg/m ³
112	キノリン及びその塩	—
113	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラニトロクロルベンゼン 0. 6 mg/m ³
114	酢酸ビニル	10 ppm
115	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	—
116	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラニトロクロルベンゼン 0. 6 mg/m ³
117	N, N-ジメチルアセトアミド	10 ppm
118	ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	3 ppm
119	パラジクロルベンゼン	10 ppm
120	パラニトロアニソール	構造類似物質の許容濃度 パラアニシジン 0. 5 mg/m ³ (日本産業衛生学会、ACGIH) ジニトロトルエン (混合物) 0. 2 mg/m ³ (ACGIH)
121	ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	ヒドラジンとして0. 13 mg/m ³
122	ビフェニル	0. 2 ppm
123	2-ブテナール	0. 2 ppm
124	1-ブロモ-3-クロロプロパン	構造類似物質の管理濃度 1, 2-ジクロロエタン 10 ppm
125	1-ブロモブタン	—
備考 この表の右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。		

(注) 表に掲げる管理濃度等とは、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)の別表に掲げる管理濃度及び労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針に基づき作業環境の測定の結果を評価するために使用する評価指標をいう。

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示
新旧対照条文 目次

○ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）（第一条関係）	1
○ 作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）（抄）（第二条関係）	3
○ 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）（抄）（第三条関係）	6
○ 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）（第四条関係）	7

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないもの	特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないもの

とすること。

物の種類		値
(略)		
酸化プロピレン	(略)	
三酸化ニアンチモン	アンチモンとして〇・一ミリグラム	
(略)		
(略)		

とすること。

物の種類		値
(略)		
酸化プロピレン	(略)	
(新設)		
(略)		
(略)		

改 正 案		現 行	
（試験） 第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。		（試験） 第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。	
試験の科目	（略）	試験の科目	（略）
別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。）に掲げる物の分析に関する理論及び方法	別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。）に掲げる物の分析に関する理論及び方法
別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3	別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3

の 2、10、11、13、13の 2、15
の 2、21、22、23の 3、27の 2
及び 33に掲げる物並びに鉛の分
析に関する理論及び方法

2

(略)

(講習)

第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略)		
別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の 2、10、11、13、13の 2、15の 2、21、22、23の 3、27の 2、33、34の 2及び37を除く。）に掲げる物の分析	十二時間
別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号 6並びに第二号 3の 2、10、	十二時間

の 2、10、11、13、13の 2、21
、22、23の 3、27の 2及び 33に
掲げる物並びに鉛の分析に関する
理論及び方法

2

(略)

(講習)

第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略)		
別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の 2、10、11、13、13の 2、21、22、23の 3、27の 2、33、34の 2及び37を除く。）に掲げる物の分析	十二時間
別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号 6並びに第二号 3の 2、10、	十二時間

2 3 4	(略)	
(略)		、 11 23 の 13 3 の 13 27 の 2 2 及び 15 33 の 2 に 掲 げ る 21 22

2 3 4	(略)	
(略)		、 11 27 の 13 2 の 13 2 及び の 2 33 の 2 に 掲 げ る 21 物 並 び 22 に の 23 3

三 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第一（第十条関係）			別表第一（第十条関係）		
物の種類	試料採取方法	分析方法	物の種類	試料採取方法	分析方法
（略）	（略）		（略）	（略）	
酸化プロピレン			酸化プロピレン		
三酸化ニアンチモン	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法	（新設）		
（略）			（略）		

四 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
物の種類	管理濃度	物の種類	管理濃度
一〇十三の二（略）		一〇十三の二（略）	
十三の三 三酸化ニアンチモン	アンチモンとして〇・一mg/m ³	（新設）	
十四〇七十一（略）		十四〇七十一（略）	
備考（略）		備考（略）	

○厚生労働省告示第百八十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号並びに作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第二十二條及び第三十條の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年六月一日から適用する。

平成二十九年四月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示

（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表酸化プロピレンの項の次に次のように加える。

三酸化二アンチモン

アンチモンとして○・一ミリグラム

（作業環境測定士規程の一部改正）

第二条 作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表及び第三条第一項の表中「13の2」の下に「15の2」を加える。

(作業環境測定基準の一部改正)

第三条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一酸化プロピレンの項の次に次のように加える。

三酸化ニアンチモン

ろ過捕集方法

原子吸光分析方法

(作業環境評価基準の一部改正)

第四条 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正する。
別表十三の二の項の次に次のように加える。

十三の三 三酸化ニアンチモン

アンチモンとして 0.1 mg/m^3